

第十二回
参議院内閣人事連合委員会

會議録第三号

昭和二十六年十一月十日(土曜日)午前
十一時開会

出席者は左の通り。

内閣委員
委員長 河井 彌八君
理事 瀧淵 春次君
山花 秀雄君

委員
松平 勇雄君
横尾 龍君
上條 愛一君
楠見 義男君
竹下 豊次君
栗栖 勉夫君
三好 始君
三浦 辰雄君

人事委員
委員長 吉田 法晴君
理事 杉山 昌作君
千葉 信君

委員
加藤 武健君
木下 源吾君
森崎 隆君
紅露 みつ君

政府委員
人事院總裁 浅井 清君
行政官 城 義臣君

事務局側
常任委員 杉田正三郎君
常任委員 友作君
常任委員 藤田 友作君
常任委員 会専門員 熊笹御堂君

常任委員 川島 孝彦君
常任委員 熊笹御堂君
常任委員 会専門員 熊笹御堂君

本日の會議に付した事件
○行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣人事連合委員会を開会いたします。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案、これを議題といたしまして予備審査を行います。諸君に申し上げますが、本日は行政官理庁長官がまだ差支えがあつてこの席に御出席ができません。只今人事院總裁が出席せられておりますから、人事院關係において御質疑があることを希望いたします。なお行政官理庁の次官も御出席であります。

○三好始君 人事院總裁にお尋ねいたしますが、第五回國會に提出された行政機関職員定員法では、今回の改正案の附則第五項と同じように国家公務員法に規定されておる審査請求権を剝奪しておつたわけでありまして、ところがその翌年、昭和二十五年でしたか提出されました定員法の一部改正案では、政府原案は同様に公務員の審査請求権を剝奪しておつたのを委員会において修正いたしましたのであります。その直した結果公務員法に基く審査請求がどの程度あつたのか、その実情を先ず承りたいのであります。

○政府委員(浅井清君) 只今お示しのようにこの審査請求の問題につきましては、第一回の行政整理においてはこれを取除いてありましたが、第二回のときは、今回を第三回といたしまして、これを認めないのであります。私の只今記憶が間違つていなければ第二回においては一件もなかつたように思つております。

○三好始君 今回提案されております法律案の附則第五項に規定してある公務員法の審査請求権の剝奪といふことが、認めないといふこの例外規定は、今までの例から申しまして別にこれを原則のままでして置いて差支えがあるように思へないものであります。人事院總裁はそれで第五項の規定が必要であるとお認めになつておられるのかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(浅井清君) 誠に御尤ものお尋ねだと思つておりますが、これは両方考え方がありに思ひます。その一つは、過去の事例も只今お話のありましたように両方ございまして、そこで一方から見ますれば公務員の利益を保護いたしますために、首切られた者が人事院へ訴えて来る、人事院は無茶苦茶な首切りができないようにこれを監督するといふことも御尤もでございます。ところが他方からこれを裏返して考へてみますと、行政整理のようになつて多数の者を免職するといふような場合に、ただそのまま人事院へ審査請求が参りましたのでは、何を基準に

これを審査していいかわからないから、そこでそういたしますならば、つまりその制度を行政整理のようになつて多数の者が首を切られるといふときに認めますならば、どうしても整理基準といふものを統一して先ずきめなければこれはどうも審査のしようがないと思つております。

ところがさてその整理基準をきめるということになりましたら、どういふ整理基準が存在するか、例えば勤務成績の不良な者であるとか或いは老朽職に堪えない者であるとか何とかといふことが出て参るのじやなからうか、そういういたしますと首を切られた者に、これは老朽であり、これは勤務成績不良であるといふ烙印を押してしまふことに相成ります。そういういたしますとそれらの者が今度は就職いたしました場合に、非常に本人のために不利益になることがある、ですからこれはつまり両方に考え方がありわけでございます。そこで若しこれを取除きました場合に、どうも任命権者といふものは無茶苦茶な首切りをするのだといふことでございます。それは取除くこととがございまして、それは相成ります。が、過去の例を以て考へてみますと、どうも任命権者が無茶苦茶に勝手に首を切るということは、人事院の調べきまつた限りにおいてははないのでございまして、むしろ非常に人情を加味して注意をしてやつてゐる状態でございます。ですから、これを取除きましたらば直ちに任命権者が無茶苦茶な首

切りをすることにほなるまいと思つております。それからもう一つ申上げたいことは、これを取除きましたからと申しまして、国家公務員法のすべての規定を外して野放しで行政整理をするといふことにはならぬのでございまして、御承知の通りこの第五項といふものは八十九條から九十二條までを取除くだけのこととございまして、その以外には国家公務員法の規定でございするならば適用されるものがあり得るならばそれは適用されてゐるのでございします。即ち公務員法の七十八條第四号、これに當るのが今回の行政整理でございます。即ち御承知の通りでございます。即ち、定員が改定された場合、或いはその他予算の減少によつて過員を生じた場合、この場合は七十八條によりますれば任命権者は本人の意に反して降任又は免職することができると云々の規定があるのであります。これはよく御存じのことだと思ひますが、それと該當するものと考えております。ところがこの七十八條は、その場合は人事院規則の定めるところによるということになつております。そこでこのことをききました人事院規則は人事院規則十一一〇というのがございまして、その第四項によりますれば、この場合に誰を降任し、誰を免職するといふことは一応任命権者が自由に定めることができるということがあります。が、同時に但書がございまして、公務員法第二十七條の規定に違反してはな

らない。それから九十八條三項の規定に違反してはならないということが書いてございす。この二十七條と申しますのはいわゆる平等取扱の原則でございまして、これに違反いたしました場合は公務員法百九條によつて罰則の適用を設けてございす。それから九十八條の三項というのは、いわゆる組合活動をしたために不利益をこうむらないという規定でございす。この二つは一番問題になるところであらうと思ひますが、それは十一〇で押えてございすからして、これを外したからといって直ちに不公平な行政整理が行われるのだと、こういうふうには私どもは見えておらないのでございす。

○吉田法務卿 人事院總裁は人事院の使命から、國家公務員のためにこれはその任務があるんですが、この五項の問題について、五項を削るべきであるかどうか、こういう項目を置いておくべきであるかどうかという点について、これは削除するのが當然であらうと、こういう御発言があるかと思つて、案に相違して只今のお話の模様では置いておつても何ら不公平は起らんかのような御意見でございす。が、先ほど三好君からも御発言がございまして、二十四年の六月一日には同様な規定があつて、それから二十五年度の四月に実施された行政整理の場合にはこういう條文はなかつた。不利益処分保護の規定が適用されたわけでありまして、そのときにも問題になつた。今回の場合に、三回目ですが、そのいづれによるかという点について人事院總裁としては、この政府の原案であるこの五項を置いておくこと

が、言い換へますと不利益処分の保護を奪ふことが妥當である、人事院としてその不利益処分の保護を受けさせることは、これは必要はないと、こういうふうにお考えになつておられますのかどうか、重ねてお尋ねいたします。

○政府委員(淺井清君) 前回の行政整理の場合にはこれの訴えを認めたのでございす。が、それについて訴えて参りましたのは私の記憶によれば一件もないように考へております。ということは決して不公平な首切りが行われてなかつたというのに相成るうかとも思つております。それからこれを削除する、つまり訴えを認めるといふことになりまして、只今申し上げましたようにどうしても整理基準を統一化するといふことがなければ、訴えを認めましても事實審議ができかねるといふことになりまして、その整理基準を認めました場合に、最前申しましたように本人に成績不良であるとか老朽だといふような烙印を押してよろしいかどうか、こういうことが問題でございす。

○吉田法務卿 昨年の整理の場合に一件もなかつた、一件もなかつたかどうかという点については記憶によるといふことでございす。が、これは正確ですが、併し保護規定を設けて置いたけれどもそれは利用せられなかつた、若し真に利用せられなかつたものであつたならば、それは不幸中の幸いでありまして、だからと言つてこういう基本的な規定、或いは公務員の側から言いますならば基本的な権利を剝奪してよいといふ理由にはならぬのじやないか、むしろそういう昨年のような、公平かどうかかわかりませんけれども、

そういう事態が望ましいことはこれは人事院としてお考えになるかも知れませんが、それ故に不利益処分の保護を認めないといふことを人事院自身が御賛成になるという点については、これは私どもとして賛成をいたしかねるわけでありまして、或いは国会の他の、これは非公式の意見であります。が、そういう意見も出ております。ただ多勢であるからこの申請をされたら手の著けようがない、こういうお話はこれは全く首を切るほうの政府と同じ立場で、人事院がそういう意見をお出しになるといふことについては、これは奇怪千萬だと思ひます。公務員の保護に任じようという人事院の態度ではないと私は感じますけれども、これは議論になるから控へますが、整理基準が設けられなければ一律にやつて、そうして不利益処分の保護はしなくともよろしい、人事院としてもそういう態度に決定をしておる、そういうふうに了解をしていいのですか、重ねて一つ承わりたいと思ひます。

○政府委員(淺井清君) これは最前も申し上げましたように考へ方が二つあるといふことでございす。が、人事院としてはこれはどうしても整理基準をきめて頂かない以上は、極めて多数の訴えを整理することは不可能でございす。その整理基準をきめるということが果していいことであるかどうかという点が問題になるのでございす。

○吉田法務卿 整理基準を設けるか設けないかという二つの課題ではないのだと思ひますが、整理基準を設けることについて、設けるべきだといふ意見を申上げておるのではないのでありま

す。たくさんの人を首を切つて整理をして、そうしてたくさん出て来るだろうから始末に困る、ところが去年の例では記憶によるとなかつたように思うといふならば、基本的な制度としてはこれを不利益処分の個々の申請を認めて置くといふのが人事院の立場ではないですか。この基本問題を人事院總裁に尋ねておるのですが、人事院としてこれは人事院總裁の方針なのか、或いは人事院として人事官が皆寄つてそういうことに決定をされたのか、その辺を重ねて承わつて置きたいと思ひます。

○政府委員(淺井清君) 私は人事院を代表して申上げていいと思ひますが、この際問題になりますのは整理基準を設けるか設けないかということが問題に相成るのでございまして、何れもこの規定があつたから人事院が、若しくは公務員法が公務員を保護することを破つてしまふことには相成るまいと考えております。只今申しましたように二十七條、九十八條等における制限は、これがあるないにかかわらず存在したしておる次第でございす。

○千藤信君 淺井總裁にお尋ねいたしますが、今の吉田君の質問に対するお答えを聞いておると、私は國家公務員法を実施し、従つて又公務員の利益を擁護する立場に置かれておるはずの淺井總裁のお答えとしては、私は誠に遺憾に堪えない答弁だと思ひます。今の御答弁によると、整理基準を作るとか作らないかという問題は、これが作つてあれば人事院としてはやりやすいとかやりやすくないとか、極めて消極的な他人事のような考へを以て御答弁をされておるに思ふのです。そこ

で先ず第一番にお伺ひしたいことは、最近における民主國家の考へ方として、公務員と政府との雇用關係といふのは、これは昔のように使つてやるとか使つてやらうとかいふ考へ方ではなくして、飽くまでも對等の立場に立つての雇用協約であるといふ考へ方に立たなければならぬから、従つて一つの例としては、従来はやめる場合にも依願免官といふ恰好の、お願ひして許してもらつてやめるとか、頼んで来たからやめることを許してやつたといふような、あるいは免令形式のようなものもつと民主的に改めなければならぬといふような考へ方が出て来ているのであつて、従つてそういう点から言つて、飽くまでも政府と公務員との雇用條件といふものは對等の立場に立つての協約でなくちやならない、そういう考へ方に進んで来ていると思ふのですが、こういう点については淺井總裁は同意されますかどうか。

○政府委員(淺井清君) 従来のように官吏の、いわゆる明治憲法時代の官吏が國家の一方的な任免によるものであつて、ただ本人の同意を條件とするといふような、いわゆる單独行為は今日適用されないであらうといふことは私も同意でございす。従いまして官吏の任免關係は一種の契約である。これは無名契約であらうと思つております。併しそれは公法上の契約であつて私法上の契約でないものでありますから、私法上のように完全に契約の当事者が平等の立場に立ち得るかどうかは、これはまだ疑問の余地があると思ひます。即ち契約につきましては、民法の契約のように當事者の平等な立場をそのまゝ認めて行くかどうかという点に疑問が

ありますが、当事者と国家の単独行為ではなくて、当事者間の契約であらう、その契約は公法上の一種の無名契約であるという限りにおいては同意でございます。

○千葉信吾　そこで尋ねたいんですが、この際公法上の対等な契約という考え方に立つて私ども現在の状態を考えております。そこで問題になりますことは、今度の定員法による行政整理の問題を考えて見ますと、これは殆んど一方的に首切りを行おうとして見ます。而も大きな立場に立つて考えて見ても、そういう一方的な首切りをやる場合に、失業対策も完全に行われておらない。而も失業者が巷には溢れておる。そういう状態の中で首切りを行おうとしているし、それから又昨日の質疑にも現れておりましたように、何か就職することについて職業安定所を通じて或る程度の考慮を加えたというところを言っておられましたが、それに対して具体的な考えをまだ殆んどきめておられない。そうして拳句の果には職業安定所の職員も同時に減員されるという、そういう状態が出て来ております。而も一方においては行政整理をやるということになれば、当然の措置として実上どれほど現在の機構の中で人が余るかということについて、殆んど頭割でその人員を算定するというような方法をやっております。誰が考えても……、こういう行政整理をやるという場合には機構の改廃を十分検討したり或いは又行政簡素化というふうな、事務の簡素化というふうな方面にも十分な検討を加えた後に初めてこれだけの人が余るか、或いは足りないという結論の上に

立つてやるのではなくては、今度の場合にはそういうやり方についても随分矛盾撞着を犯しながらやろうとしているのが今度の行政整理のやり方の方でございます。そういう行政整理のやり方をするとということについては、これは国民一般も容易には納得できないし、又実際にその首切りの対象になる公務員諸君にとつては余りにもやり方が不当だということ、これは当然そういう不平が出て来ることはわかり切つたことだと思つて。而もそういう計画をする政府の今度のやり方を見ておりますと、大体が行政整理のほうで中心になつてこの問題を考えられたやうであります。その行政整理の所掌事務の内容を見ますと、第二條に、行政機関の機構、定員及び運営の総合調整を行うこと。これは第二條の第一項の第二号です。それから同じく第三号には「行政機関の機構、定員及び運営に関する調査、企画、立案及び勧告を行うこと。」こういうふうになつて建前から言つて、今度の行政整理の問題に關して行政整理のほうで大体やべき仕事というものは、その機構の如何の問題、その機構の如何によつて定員はどれくらいが至当かということ考へることが大体の行政整理の仕事だと思つて。そうして更に今度同條第二項におきましては「前項の所掌事務は、人事委員会に對する、これは現在人事院ですが、關係においては、これを適用しないものとし、且つ、他の法令により人事委員会、法務庁及び会計検査院の所掌に屬せしめられた事項を含むものとする。」結局こういうことになりまして、行政整理のほうでやるべき仕事は機構の改革若しくは又

機構の改革というふうな問題と、それに関する定員がどの程度必要かどうかということ、これが行政整理の仕事を思ふ。そうして同條の第二項によるところの現在の人事院、この條文には人事委員会になつておりますが、人事委員会のほうでは、そういう決定された定員等に対する人事院の仕事としては、これはこの場合国家公務員法といふものが、飽くまでも公務員の利益を第三者の立場に立つて擁護するという建前で立法されたものであつて、而も先ほどの政府と公務員との雇用協約におけるところの約束なんです。その約束したところの公務員法の第三條では行政整理の問題に關する今の機構或いは定員の決定以外の、どういふふうにして職員を退職させるかとか或いは退職させるにはどういふ條件で退職させるとか、こういう問題が国家公務員法の第三條には規定されておるんです。第三條の第三項によりまして「人事院は、この法律に従ひ、左に掲げる事項について職員に關する諸般の方針、基準、手続、規則及び計画を整備、調整、総合及び指示し、且つ、立法その他必要な措置を勧告する。」こういうふうになつていて、そうして左の各号の中には公務員の退職或いは免職、人員の減少、こういう点を人事院が所掌していることになつておるんです。これははつきり法文上そうなつております。そうなりますと、今度の政府の提案しました定員法によると、單に今度の人員整理による定員数の決定ばかりでなく、その附則のほうに以て来て国家公務員法上による約束であるところの第八十九條から第九十二條までの規定はこれには適用しないということ

を、ここではつきり出して来ております。こういうふうな出し方が行政整理の中心になつてやる場合に、若しこれを民主的にやるということになれば、当然人事院のこういう所掌事項について人事院との相互了解なり話し合いなりがなければならないと思つて。それが全然なしに行われておると私は思ふのですが、一体總裁としては公務員の利益を擁護するという立場から、以上の問題に對してどういふふうにお考えになつておられるか、この点をもつと具体的に御答弁を承わりたいと思ひます。

○政府委員(浅井清孝)　だん／＼と千葉さんの御論議よく了解をいたしますが、要するに千葉さんのお立場におきましては、この人事院に對する訴えの制度によつて、政府は基だけから行政整理を防ぎとめようといふやうな御激勵のやうに存じておりますが、人事院といたしましては非常に迷惑なことでございます。この規定が動きましたといつたとしても、何人も人事院が行政整理に對抗するやうな措置がでるものではないと私は存じております。この公務員法の規定たるや、要するに不利益処分に對する誤りを是正するだけの仕事しかないのでございませう。この点は一つ御了解を願ひたいと思つておりますが、人事院といたしましては、たださつき申しましたやうに、そのような問題ではなくして、要するに整理基準を設けてやるのがいいか悪いかという観点から見えておりますので、この規定を、訴えの制度を除きましたからといつて何も人事院が公務員を保護することを意図しているというようにはならんと考へております。即ち八十九條から九十二條を除いただけでございまして、ほかの公務員法の規定といふものは決してなくなつたわけではないのでございませう。

○千葉信吾　ただ八十九條から九十二條までの規定を除いたということを言つておられますが、今度の行政整理の問題に關して公務員が不利益処分を受けた場合に、もうすでに国家公務員ではなくなつた人たちの利益を擁護する人事院の立場としては、この八十九條から九十二條までの問題が除かれて一体どうして公務員の利益を擁護する、人事院の職責を全うできるかということになると思ふのです。それ以外の條項が幾らあつても、これは整理の対象に入れた公務員にとつては何もその他の條項はやめて行く公務員の利益を擁護する條項にはならない。そういう問題に對して人事院總裁が今のやうな御答弁をされることは私は誠におかしいと思ひます。そうして公務員法の第三條の点からいつても、こういう免職をするとかしないとかいふ問題については、整理基準を作るのか作らないかという問題もあるが、人事院がそういう問題に關與しないで、一方的に作らしてそれでいいという態度は私は承服できないのです。どうしてそれでは人事院としては第三條によるところのこういう免職といふ問題について、人事院がこの條文にあるやうな自分たちの職責を果そうという氣持を持たれないのか、その点は私は納得できない。

○政府委員(浅井清孝)　千葉さんにお答え申し上げますが、要するに政府部内においては公務員を保護する立場にあるものは人事院だけであつて、人事院がその立場にあるということをお認め

下さつたのは誠に有難いのでございませうが、任命権者その他の者はもう一切公務員の利益を保護するものでないといふことは、人事院の調べによりましてはもうなつていないのでございませう。現に行政整理に關しまして、任命権者それ以下の人々は非常にいろいろなことを氣を配つて、成るべく整理人員を少くすることに、又整理された者に対しての就職斡旋等には十分心を使つておるわけにございませうから、この規定がなければ非常に不公平な取扱ひを受けるということは私は考えられませう。最前申しましたように前回の整理にこの規定を、訴えの制度を認めまして、殆んど訴えのなかつた実例に照しても御了解が願えると思つております。

○千壽信君 任命権者が公務員の不利を考へないで、非常に公務員のためを考へて行動しておられるというお話でありませうが、その任命権者は一体誰ですか、その任命権者が今度公務員を十二万八千人首切ろうというのじやありませんか。而もこういう非常に悪條件の揃つておる社会におつぱり出さうという任命権者じやないですか。一体浅井総裁が言つておられる任命権者といふのは誰ですか。

○政府委員(浅井清彦) それは公務員法上における任命権者ですから、各省大臣その他の者を指したわけにございませう。そこで只今千葉さんはその任命権者が首を切ることを自体が公務員を保護しない、こういうのでございませうが、これは少し考へて見なければならぬと思つております。我々は一般論として行政整理に反対すべき理由はないように考へております。と申しま

するの、我々公務員の給與はこれ皆國民の重い負担になつておりますからして、成るべく少い人員で能率を擧げて行くといふことは、これは當然のことであるように思つております。故に公務員の数が多ければこれを減すといふことは、これは一般論としては成り立ち得るように考へております。その一般論をとりましたからこれはけしからんといふことにはなるまいと考へております。

○千壽信君 今の浅井さんの言葉を聞いておりますと、私は人事院総裁としての立場から御答弁されておる言葉を聞いておるような氣がしないのです。一体人事院総裁は今度の行政整理について、一般論的には賛成するといふような態度でありますが、実際に公務員諸君の實情を知つておられるはずの浅井総裁が、さながら現在の政府機構の中では仕事以上に公務員が多いといふような氣持を持つておられたり、それから又現在の公務員の給與は、或いは總体の人件費等において何か國民に余分な負担ををかけておるような考へを以て御答弁されておることが私は誠に納得できない。一体浅井総裁は人事院総裁として現在の政府機構の中に公務員は、成るほど一般職の職員は九十万人となるかも知れないけれども、現在の政府機構の中に二カ月の臨時者といふ形で採用されておるものもあるけれども、實質上は二カ月以上四年、五年という恰好で臨時者として採用されて、而も全く完全な公務員としての利益も享受できないような恰好で採用されておる人員が二十四万人以上もあるといふことを、私は浅井総裁は知つておられると思ふ。而もそういう人たちが

はどうしても現在の行政部内における仕事の運営のために必要なために雇われておる人たちであります。そういう人たちがいるといふことを浅井総裁は御存じないのですか、そういうことを御存じの上で総裁は公務員が多過ぎるとか何とかいふ今の御答弁をされておるのですか、その点を私は御質問したい。

○政府委員(浅井清彦) でございませうから私は一般論であると断つておるわけにございませう。但し行政整理は一般論としてはこれは否定すべき理由はないのでございませうが、それには二つの條件があるだらうと申すわけにございませう。第一は、憲法によりまして、内閣は国会の作り出した法律を誠実に執行しなければならぬわけにございませうから、その法律の執行に支障がないといふことが第一の要件であらうと考へております。第二の要件といいたしましては、失業対策その他に十分考慮を拂わなければならぬ、そういうふう考へておる次第でございませう。

○吉田法晴君 総裁のお言葉を聞いておりますと、任命権者である各省大臣その他において十分公務員の保護に任ずるであらう。或いは行政整理に當つてもそういう何と申しますか、十分の考慮がなされるであらうから、人事院としては保護の任に當る必要がないかのような御答弁でございませうが、そういうふうな解していられますし、どうか、問題は先ほどの公務員法改正法の五項に關連するのでありますが、重ねて一つお尋ねします。

○政府委員(浅井清彦) 決してさようには申してはなかつたつもりでございませう。即ち任命権者がやるといたしましても、公務員法上の制限を受けるのでございまして、決して任命権者は不公平な首切はできないであらう、又事實決して過去におきましてそのよう不公平な首切りはしてないといふ、こういうことを申し上げたにとどまるのでございませう。

○吉田法晴君 不公平はやらぬだらう、或いは過去においてもやらなかつたように思ふといふことで、先ほど公務員法二十七條、或いは八十九條を挙げられたのでありますが、そういう想定の下に人事院の國家公務員に対する保護の規定を排除することに賛成になるわけでありませうが、そういう期待に反して若しこの不公平が行われ或いは公務員法の保護を受け得ないような事態が起つた場合に備えてこそ八十九條から九十條の適用があるわけですが、その不確定な想定の下に人事院の公務員に対する保護の機能を喪失しても、或いは放棄してもよろしいといふ人事院総裁の御意向のように思ふのでありますが、そういうふうな解してよろしいのでございませうか。

○政府委員(浅井清彦) そういう御解は人事院として甚だ迷惑に存ずるのであります。私が申し上げたいことは、この訴えの制度を取除きましては、それは決して人事院が公務員を保護することを放棄してしまつたことに決してならない。なぜならば任命権者は公務員法の他の條項によつて縛られておるからでございませう。その場合にその他の條項に對する人事院の権限といふものは決して失われていないといふことでございませう。これは例を挙げればわかると思ひます。若し任命権者が公務員法二十七條に反しまして不

公平な首切りをいたしましたならば、それは罰則の規定の適用があるのでございませうから、人事院としてはこれを告発することも可能でございませう。九十八條三項に違反いたしましたに首を切られたと言ひますならば、人事院は任命権者に対して指令等の拘束力ある方法によつて善後の措置も講ずることができ。決してこの訴えの制度、而もこれは公開審理の制度をとりますこと、統一した基準を前提とする、相當長い時間を要しますこと、この制度だけが唯一の公務員を保護する制度ではなからうと、こう申すだけの次第でございませう。

○吉田法晴君 この八十九條から九十二條だけが國家公務員を保護する方法でないといふことについては私も言つてゐるわけではありませうが、昨年の実績から考へて見ても、昨年七月一日の整理の場合に整理基準があつたわけではないやうでございませう。そうして實際には訴えがなかつたやうに記憶する。そこでこれは今度の場合に八十九條から九十二條を適用しないといふことになつても實質的には差支えないだらうといふ点が一つ。それから公務員法の二十七條、八十九條なり或いは九十二條の適用を除外しても別に保護し得るからといふことでございませう。問題はその八十九條なり二十七條の問題は別にして、その他の問題について問題があつた場合にも、八十九條なり九十二條の規定を除外したならば、これは訴えることができない。不利益処分

の申請をすることができない。そこでそういう八十九條から九十二條の規定を適用することを通じての途をも塞く

を適用することを通じての途をも塞く

ということによつて、その面での人事院の保護は少くともこれはなくなるわけでありすが、そういうことをなくすることにこれに賛成でありすが、その面での人事院の保護の機能は喪失する、放棄するといふ、これは当然の結果になると思ふのであります。が、そういう点に御賛成になるのではありませんかといふのであります。

○政府委員(浅井清憲) 最後のところちよつと私御論旨を取り違えておるかもしれませんが、第一置いておくほうがいいのか置いておかないほうがいいのかという問題は、只今申上げましたように、これは置いておかなければ公務員の保護が全滅するといふような、そのような問題ではなくして、整理基準をこの際設けることのほうがいいのか悪いのかという点だけの問題のようには私どもは考えております。

○吉田法晴 だから昨年の場合には整理基準を設けないで整理が行われたが、八十九條なり九十二條の適用は……今年には整理基準という問題を今出されたけれども、整理基準を設ける設けぬというのを離れてもこの問題は論議し得るはずで、そこで人事院としては二十七條は別として、八十九條なり九十二條を置いておくべきであるか、或いは人事院としてはそれを取つたほうがよい、こういう話であるか、整理基準という問題を除けて置いておくことのほうがこの條文を通じての人事院の保護機能を残すゆゑんではないか、それを人事院として放棄することによつて、置いておく九十二條の適用を除外することに賛成

することに、この面での人事院の機能を放棄せられるという意向であるか、こういうことをお尋ねしておるのです。

○政府委員(浅井清憲) これは整理基準の問題がなければ、離してこれを考えることは殆んど不可能でございます。数万人もの整理者がございます。場合に、整理基準を設けさせなければ、人事院へ訴えて参りまして、それは殆んど、どうして何を基準に審査していいかわからなくなるのでございしますから、只今もおつしやつた整理基準を除外して云々はちよつと了解いたしかねるようになっています。

○竹下登次 先ほどから總裁の御意見を承つておりましたといふと、整理基準を作る、それによつて裁くといふことになるといふと、却つてこの者は能率が悪いとか或いは性格が悪いとか、そういうふうなことに對しては烙印を押されるような結果を生ずるの、却つて公務員の保護にならないといふ思いやりを十分持つておられるように承つたのであります。各官庁で整理する場合には、やはり何らかの整理基準というものを作らないといふと整理ができないのじやないか、こういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(浅井清憲) それは私の申しました整理基準と少し違つて申します考へております。私ももの申しましたのは統一した整理基準でございまして、而もこれはどうしても公表されていなければならぬと思つております。そういうことを基として、或いは証拠として取上げることは困難であるよう

に思ひます。各官庁の内部におきましての取扱ひといふことは、これは私の申しました整理基準とは少し違つて考へております。

○竹下登次 大体私などの考へますところでは、各省の事情によつて整理基準が幾らか違つてもわかりませんが、併し大体やめさせられる人は、事務の整理があつたために、その人が優秀であるか無能であるのかかわらず整理されるという人があります。それは少くとも今度の整理における場合を考へて見ますといふと、それに該当する者は割合に少いのであつて、實際はやはりほかの人に比べて能率が余りよくない、或いはその他の事情でやめてもらつたほうが多いだらうといふような人が勧告を受けるといふことになるのだらうと思つて、それが、それにする

と各官庁が幾らか標準を違つてしまし、その大体は同じと見ていいのじやないかと思ひます。それから若しそれが幾らか違つたからといふところで、人事院のほうでそれを統一した標準を設けたりするといふことができない、非常に困難だといふ事情がありまして、その解職についての審査の請求をした者の各個について、そして各官庁の事情をその審査の請求書に基いてお調べになりまして、その解職が正当であるか否かといふことをお裁きになるか。

○政府委員(浅井清憲) これは私の申しました整理基準と少し違つて申します考へております。私ももの申しましたのは統一した整理基準でございまして、而もこれはどうしても公表されていなければならぬと思つております。そういうことを基として、或いは証拠として取上げることは困難であるよう

おいては、大体余り成績がよくない人だといふことを考へるのは、これは世間の常識であります。そのときにそれにもかかわらず審査の請求をするといふ人は、すでにその烙印を押されてもやむを得ないといふことを覚悟の上で請求する人でありまして、そこに人事院でやはり烙印を押されるということになりまして、その人の受ける損害といふものはやはり同じようなことではないか。思いやりが深いという点についてはよくわかりませんが、結果から申しますと、私の今申したようなことであつて、その思いやりが本當に効果的な思いやりであるともちよつと思ふれないわけでありすが、その点は如何ですか。

○政府委員(浅井清憲) 御論旨よく了解いたしました。基準と申しますのは、人事院で基準をきめました場合は、若しその基準に反する行為を任命権者がいたしました場合は、その訴えによつて取消すわけでございます。従いまして任命権者を十分拘束する形でこの基準がきめられておりませんが、それは殆んど問題にはならないわけでありすが、従いましてこれはどうして公務員法の建前から言ひまして、人事院規則でこしらへますか、人事院指令でこしらへますか、相当厳正な形で出る。即ちそれが公表されるわけでございます。従いまして只今竹下さんの申されたように、あいつは勤務不良でやめられるのだとか、或いはそうでなければもや老衰職に堪へないのであるといふような烙印を押される、こういうことでございします。只今竹下さんはどうせやめられる者はあれは何らか悪いのであるといふような

集でやめられておるからとの仰せでございます。またけれども、任命権者といひましてはそれは迷惑いたします。その者の就職の職務等について非常に困つてことを生ずる。従いましてやめる者が決して悪い者でない、これは事務の都合で今回は止むなく整理されるのだといふ印象をどこまでも與えたい、こういう思いやりの立場からいひますならば、これを取除きましたほうがよろしいように思つております。

○竹下登次 今申しました私の氣持といふものは、とにかく不公平な措置があるか否かはそれと、今によつて違つたわけでありすが、一概に政府のやり方が不公平な処分をするといふことを初めから断定するわけにも行きませんが、併しやめられた人の立場になつてみますと、やはり自分に無理が来ておるような氣持をするといふのは、これは人情だらうと思ふのです。そうするとやはりもう一遍調べてもらいたいといふ氣持も起つて来るのが當然だと思つております。それが或いは當つていふか當つていないかは別として、そういう氣持が起るのが當然だとすれば、やはりとにかく言ひたいことは言わせた一応又聞き直してやるといふ、そういう広い態度を政府がとるといふことが必要じやないか。如何にも言ひたいことも言わせないのだといふようなふうになつていくと世間から誤解をされ、又そういう解職の処分を受けた人

に非常な不満を抱かせるというようなことは、社会問題としても又一応考慮なければならぬことじやないかというふうに思いますが、今先ほどから申したようなことをお尋ねしたような次第であります。なおこの点につきましては人事院總裁のほうでもう一度お考を願つておきたいと思つております。

○政府委員(浅井清君) 御論旨よくわかるのでございますが、もはや私のほうの考え方は繰返しません、ただこの行政整理に対する不公平な取扱等については十分注意をいたしてあります。そのつもりであります。

○補見義男君 ちよつと伺いますが、先ほどの總裁のお話では、八十九條以降の適用は除外するけれども、ほかの例えは七十八條のようなものは残つておるのだ、七十八條の、今回の場合で申しますと四号に當るわけなんです、官制若しくは定員の改定云々、これについても人事院規則の定めるところによつてやつておるんだ、その人事院規則には平等の原則が謳われておる、こういうことなんです、その平等の原則が仮に失われておるといふ場合には、これは官庁のほうの処分のこととお話のようにあるようであります、職員の場合は七十八條の四号で而も平等の原則に違反した取扱を受け、こういう場合の審査請求権というものは八十九條で本来ならば行われるわけでありまして、今回の改正法律の五項で行きますと、今回の定員法の改正によればそれはできない、こういうような解釈になると思ふのであります、その点はどういふことになりましようか。

○政府委員(浅井清君) その通りでございます。

○補見義男君 そこで実は今竹下さんから御質問になつた点に關連して私ももう一度重ねてお伺いしたいのであります、今竹下さんからもお話になりましたように、その仕事自体がなくなるという場合には、これは世間も何とも思いませんが、併し常識上その事務が残り、例えば二十人なら二十人の職員のうちで六人がやめて十四人が残るといふ場合に、世間の常識から見れば当然有能な人がやめて然らざる人が残つたとは思われない。そこでそういう場合に官庁任命権者のほうの善意を期待しておられますけれども、問題はその善意が過失によつて或いは錯誤によつて不平等な取扱がされたときにこの請求権の問題が起るわけですから、従つて最も最悪と申しますか、ぎり／＼に詰つたときの請求権の問題になるわけでありまして、そこで整理基準を設けることが困難のようなお話でありまして、その困難をあえて忍んで、もう一度整理基準をお設けになつて、そして最後の一人でもそういうような任命権者側における不公正な取扱というものを救つて上げるといふことが、これがこの審査請求権を認めたい趣旨ではなからうか、特に先般もこの委員会、内閣委員会で公聴会を開きましたときに、地方行政調査委員会議長長の神戸先生は、今回の行政整理の問題で一番の欠陥とも言うのはこの審査請求権が放棄されている点に、排除されている点にある。こういうような証言をせられたのであります、私もその証言については傾聴すべきところがあると思つておるのであります。

○補見義男君 従つてそういう意味から申しますと、困難をあえて忍んでもこれを残すべきであることが人事院として当然御主張になつて然るべきではないか、これは余談でありますけれども、公務員の立場から申しますと、罷免権は否認されておる、それから一生懸命になつて人事院のほうで御調査になる給與ベースの改訂というものは、人事院ができてから、或いは最近なくなるとかなくならんとかいろいろ噂がありますけれども、その存命中に一回も聞かれたことがない。而も又こういうような土壇場の整理のときにこの請求権すら認められない。何によつて自分たちの立場は擁護されるかといふことで、非常にこの点については不満に思つておるのであります、その不満は不満として別といたしまして、これを保護する立場から申せば、困難だからこれは適用できないといふことではちよつと納得できないのじやないか、こういうふうに思ふのであります、重ねて質問で恐縮でありますけれども、もう一度お答え頂きたいと思ひます。

○政府委員(浅井清君) 誠に御趣旨御同感に存じますが、過去のいろいろの経験から見まして、こういう場合に画一した整理基準を立てますことはどうもむづかしいことでもあり、又結果がどうも面白くないようにも考へておる次第でございます。只今補見さんの御引用になりましたこの訴えのところでございまして、只今或る一つの職場全体に起つた場合には、何もこの訴えの制度ではなくて、行政措置の要求の制度が別にあつて、これはこの公務員法では、この定員法では排除されてい

ないように思つておりますから、これはできるのではないかと思ひます。

○補見義男君 行政措置の点というのはどうするかと何條に當りましようか。

○政府委員(浅井清君) これは八十六條以下でございます。

○補見義男君 そうしますと、この八十六條で、審査請求が、八十九條に規定してあるような内容と殆んど同じような内容が八十六條以下の規定によつてできるというのですか。

○政府委員(浅井清君) 行政措置の要求は、この定員法でどこにも外したように私考しておりますので、これは生きておるように思つております。従いまして、この八十六條以下によつて行政措置の要求がありました場合は、人事院としてはこれを審査いたします。その審査の規定は別に規則に三十一によつて詳細に規定されております。ただ八十九條と違ひますところは、八十九條のように任命権者の措置を取消することができないのでありまして、これは任命権者に対する勧告にとどまるのでございます。併しこれまでもやりました勧告で、任命権者が採用しなかつたものは一つもないのでございます。それからこれは只今職場全体というふうなふうにも申しましたけれども、これは或る一人の者が訴えて参りました場合にも取上げるような慣例になつております。

○補見義男君 八十六條、七條、八條は勤務条件に關する行政措置の要求で、例えは自分の役所ではこれ／＼の仕事があるにもかかわらず、その設備が整つておらないとか、或いはこういうような超過勤務状況ではとてもやり切れない、何とかしてくれとか、こ

いうふうな勤務条件に關する行政措置の要求で、従つて今お話のように、一人の公務員でも要求でき、その要求に従つて任命権者と言いましようか、その場合には任命権者というよりも一つの、箇の行政官庁に対して人事院總裁からいろいろの勧告をせられるわけなんでありまして、私の先ほど來聞いており、又竹下さんからもお話のありましたことは、そこに勤務しておる公務員の立場からの問題であつて、而も今回の場合においては、その公務員が整理された、その整理のやり方が不公正である、従つて任命権者に対してそういうような不公正な取扱を是正するようという請求権の問題にしておるのであります。従つて八十六條以下でやりになることは全く性質、立場が違ひようによつてございまして

○政府委員(浅井清君) それで最初私は職場全体について不公正が起つた場合と申上げたわけでありまして、(笑声)罷免された者が訴える制度ではないのでございまして。

○木下謙吾君 總裁一つ、又首切りが始まつたんだが、天引首切りは總裁はどう考へていますか。止むを得ないと思つておられますか。

○政府委員(浅井清君) これは私政府委員の立場といたしまして、内閣の提案してあります法律案を批判することには私はできない。そこで最前から一般論として申し上げておるわけであり

○木下謙吾君 それならばよろしい。だん／＼それでは、この前にこの問題がやはりあつて、整理基準の問題があつたのだが、そのときは人事院として

も職務法の施行がまだできておらない、それがだん／＼整備して来れば基準ができるのだと、こういうようなお話をあつたので、御尤もだと思つてそのときは我々は了承したのですが、すでに職務法も二年間ぐらゐやつとるわけなんです、もうそろ／＼今のようない般論でなく、實際論としてできそうなものなのに、それが一体理由はどこにあるのですか。

○政府委員(浅井清君) まだ格附が完了してないから、職務制はできまして、その職務の引出しへ入れる格附ができていない。それで……

○木下源吾君 そうするとそれができればあなたのほうでこの基準というものを作るつもりなんですか。それをお伺いしたい。

○政府委員(浅井清君) それはちよつと御論旨が飛躍するのですが。

○木下源吾君 忙がしいから飛躍していい。(笑)

○政府委員(浅井清君) 職務制ができたら整理の基準ができる、できないから整理の基準を設けないということではないように思つております。

○木下源吾君 さつきから聞いておると、そんなものは面倒だから……却て枠をはめちやいけなからというところ、私はこの前の話と大分違ふと思ふ。まあそれは併しとき／＼違ふこととかまわれない。そこで今じつと聞いておると、今の附則の問題ですが、これは附くほうが当然いいのだ、こういうような話で、理由としては余りさういふ請求もないというやうなことで、そんな話だが、この前、二十四年五月十三日のこの内閣と我々の連合委員会では裁こう言つておるのです。この規

定の適用をしないようにすると、行政整理で整理された者は全く国家公務員法でできた救済の途がないということになる。数十万になるとすれば、人事院としては技術的な困難が非常に伴つておることと事実である。恐らくは内閣といたしましてはさういふ立場からこの規定を設けたものと考へておられます、こゝ言つておられます。そして最後に私どもの立場から、この苦情処理の事項が入らないといふことは大変遺憾に考へておる次第であります、こゝ言われておる。今のは逆に入らないほうが都合がいいのだといふやうな話つづきなんですが、これはどういふわけだ、さういふやうに考へて来たか、その理由を一つ聞かして下さい。

○政府委員(浅井清君) それは前回の行政整理においてこの訴えの制度を認めまして待ちかまえておりました、一つも訴えはないのでございまして、さういふやうなところから見ても、この規定を入れないとどうして遺憾であるといふことは少しく観念論的になりやしないかと思ふのです。

○木下源吾君 それが観念論どころじやないのです。実際にはこの前出さな

いのは、出したつてろくに動いてくれないし、ちつとも動いてくれないから泣き入りするか、或いはどうでもい

と、勝手にしやがれといふやうな気分がたふさふさ出たおつた。利益になることを放棄するのは、役に立つなら使

う。ところが実際はさうでない。今く

ならぬのです。やつぱりこの前あなたがつたようにこれは原則としてこの條項を入れるといふことは、この入らない今のやうなつまり法案であるといふことは大変遺憾なことなんだ、これは申すまでもないのです。さういふやうに申請があつたから、ないからという問題は、動かす當局の考へ方によつてこれは違ふ。こんな政府にこんなことをやつたつてつたらない、却つて皆絶望的になつてゐるのですよ、皆さういふ点をですね。これはあなたに關係したことはないかも知れませんが、規定があるほうが當然だと思ふ、それはこの前のあなたの御答弁のほうで私は良心的であり、さうして人事院として當然だと考へてそのとき承服しておつた。今のやうな理由は承服できません。殊にこの規定のできた根本は、あなたのおわりの通り、さうでございましょう。今一般論でいへば、この規定をおしやつておるけれども、この規定はこの前のあなたの御答弁では、一体この苦情に対する訴願の規定といふものは国家公務員の同盟罷業或いは団体協約といふやうなものをなくした代りに、そのやうな不利益な処分に対しまして人事院に訴えることの途を開いてあるといふことが立法されたのであつて、こゝ書いてある。これはその當時も今も毅然とした事実である。さういふことなんだ。今回のあなたの話の聞いておると、その当時のことは皆流れていないのだ。これは別なんだといふことに聞かれて、甚だどうも私は了解できないのです。やつぱりあなたは、この規定についてはこの前のやうにこの條項が入らないといふことは

大変遺憾なことであるといふことをも一度そこで言われることが非常に私は良心的だと思ふのですが、どうですか。

○政府委員(浅井清君) 誠に私の申したことは御期待に反して甚だ遺憾なんでありまして。従来の経験から見まして、こゝいう大規模の整理基準を求めるといふことは、その後の経験上非常に困難である、さういふやうに考へてさう申しましたわけでございます。

○木下源吾君 その困難であるといふことやら、さういふやうなことは別な全くレールの上を走つたやうなことを言われる人に似合わないと思ふので、さういふことをあなたがい

も言われておるのに、困難だとか数が多いとか、さういふことの問題ではな

く、人事院の性格として、さうして人事院といふものが公務員法による精神

でおやりになる以上は、これはやつぱりこの條項の入つておらんとしたこと

は遺憾だといふことに私はなると思ふ。そのやうなことを、こ

れはさういふわけだからさうだとかあ

だとかいふことは抜きにして、あなたの本来の、いづれのお話のよりにき

ちんとして立場からお話になつたほう

私が前から繰返しましたように、この規定が入つたからといつて整理基準なくしては到底やれないといふことを経験上考へるに至つたものであります。

○木下源吾君 それは実際には整理基準といふものがあなたのほうから出さなくても、何ほどかあるうちから一部分を整理するのであれば、それは整理基準があるわけなんです。これはお認めになるわけ……でなければできないことなんです。実際はあなたが基準を作つて実際に持つて来て、さうして現在あるところの公務員全体の整理から幾らでもこれは適用できると思ふ。字句に、文字に書いたことはかりがあれじやないと思ふ。実際は整理基準がないといつても、たくさんある中からやるのですから、これは基準があるといふことは私は認められるだらうと思ふのですが、どうですか。

○政府委員(浅井清君) その点最前申しましたが、やはり任命権者を拘束する基準を出さなければ、任命権者が自分でこしらへた基準でございまして、いつでも自分で変へるものでございまして、任命権者の行為を取消す効力を持つた訴えの制度においてはそれは不適当と思つております。

○木下源吾君 拘束するやうな状態の整理の基準でやるかまわらん。あなた何れ任命権者を拘束しないやうなことばかりでやるやうに言われるけども、拘束されるやうなことでやるかも知れん、それを整理するのがあなたの役目、私はさう考へる。

○政府委員(浅井清君) それはちよつと御論理がわかりかねるのですが、公務員法で規定いたしてありますところ

ろは、こういうことはいかんというところであつて、積極的にどういふ者を整理するというようなことはないように考えておきます。

○木下源吉君 とにかくあなたの先ほどのお話で、大分盡きておるようじに思ふのであります。併しながら同じ政府部内で今度の整理に對しては、この前のあなたのお話もあるもので、政府としてはやはり何らかのあなたのほうにお話があつたものと思ふ。又行政整理をやるといふことは、随分いろいろ手續をやつておるのでありますから、その間においてあなたのほうからやはり積極的に出て何か話されたことがあると思ふ。そういうことについての事實を一つお話を願いたい。

○政府委員(淺井清君) 行政整理、今回の行政整理自体について政府から何も相談を受けたことはありません。

○木下源吉君 それでさつき人員が多いのは減らすのは当然だ、殊に税金で皆やつてゐるのだから当然、こういうお話でありましたが、人員が多いか少いかは一体どうしてこれはわかるのですか。人員が多いか少いか、一方では必要な者でも首を切らうとしておる、これは必要な者でも首を切らうとしておる。そこで必要な者も首切られてそれだけ行政能力が落ちる、事務能力が落ちる、逆になんかやろうと感ずる、逆になんかやろうと感ずる。あなたは何でも今度の首切りを合理化するように、それに賛成するやうなことをばかり言つておられるのです、逆なんです。そこで我々は人事院として、公務員に對する職階制の提案も認め、いろいろやういふことをやつておるわけなんです、政府の場

合は、ただ人員が多いという問題よりも金を少くして、今八時間のところを十時間も働かせるということが必然に起きて止むを得ないのだという、この見解に立つて今首切りをやると、殊に有能な人間でも整理基準がないために、何かその任命権者の主観的な感情によつてでもやり得る、やういふやうな状態になつております。あなたが今切られる人間はことごとく国家のためだと考へておられることは誠に私は違ふと思ふ。この前の状態においても同じことだ。だからして仕事の量ではこれだけあるのだ、同じ仕事の量でも、こゝういふやうに組立てて行けばこれは人間を減らしてもいいのだというやうな、いろいろやういふことができてからでなければ、あなたの認される人間が多い、それから首切りということも是認されるということも違ふ。ただ税金をこれは少くするのだから国のためになるのだ、これはもう全くあなたのお考えとは違ふ、こゝういふやうに我々は考へてゐるのです。それ故にあなたにいろいろ今お尋ねしておるわけなので、あなたはやはり今度の定員法によつて切られるのはこれは国家のためになるのだと、こゝういふやうにお考えになつておるか。

○政府委員(淺井清君) 私は未だ曾てさうな発言はいたさんつもりであります。私はそも／＼行政整理ということについてだけ抽象的に申し上げたのであつて、今回の行政整理については私は何も発言してはおらんつもりであります。それを木下さんの今回の行政整理について一緒に考へておる。ただ私が申しましたことは、一体行政整理というものは人間が多いのを

少くすることであつて、国民全体の費用で賄われておる公務員をいたしましては、多過ぎる者はこれを減らすといふことは、これは一般論として当然であらうと申し上げたのであります。ただそこに二つの條件がある。第一は憲法において内閣は国会の制定した法律を誠実に施行しなければならぬのであるから、その法律の施行に支障のあるやうなことはしてはいけないだらう、第二は失業者に對する就職斡旋その他について氣をつけるということが必要であらうといふことを申し上げただけにとどまるのであつて、然らば今回の行政整理を人事院は如何に思ふかという仰せに對しましては、私は政府委員の立場上それはお答えを申し上げかねると言つただけであります。

○委員(河井彌八君) 諸君にお話いたしました。農林大臣なり労働大臣が御出席がまだむずかしいのであります、時間も大分過ぎて参りましたから、今日はこれを以て散会しようと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○吉田法晴君 そゝすると人事院總裁に御質問をする機会はあると又あるわけでございますか。

○委員(河井彌八君) おありになれば無論もう一遍……。
それでは今日はこれを以て散会いたします。

午後零時二十四分散会